

◆我孫子市第2期教育振興基本計画策定の背景と目的

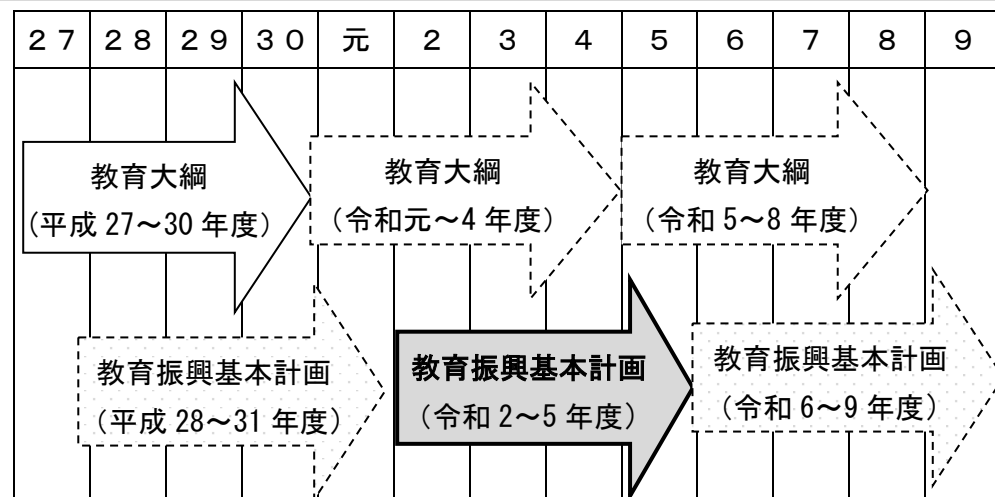
- 国では、平成18年に教育基本法を改正し、教育再生への取り組みを推進するとともに、国に教育振興基本計画を定めることを義務付け、合わせて地方公共団体には、地方の実情に応じた教育振興基本計画を定めるよう努力義務を課しています。
- 我孫子市教育委員会では、これまで市の総合計画や実施計画に位置付けられたさまざまな教育の振興のための施策を推進するとともに、我孫子市のめざす教育を実現するため、「我孫子市教育施策」を毎年度定め、教育行政を推進してきました。
- 平成26年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、新たな教育委員会制度が平成27年度からスタートし、7月には「我孫子市教育大綱」が策定され、我孫子市の教育施策の方向性がより明確化されました。
- 我孫子市のめざす教育を実現するため、平成28年3月に「我孫子市教育振興基本計画」を策定し、教育施策の実現に努めてきましたが、令和2年度以降も引き続き我孫子市のめざす教育を実現するため、「我孫子市第2期教育振興基本計画」を策定するものです。

◆計画の位置づけ

- 本計画は、市政の最上位計画である我孫子市第三次総合計画を踏まえるとともに、「我孫子市教育大綱」をもとに策定しています。また、生涯学習推進計画などの他の部門別計画との連携を図りながら、教育行政における最上位計画として位置づけられています。

◆計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間とします。
なお、計画期間中に、新たな計画の策定や教育大綱の見直しなどがあった場合には、必要に応じて本計画も見直しを行います。



◆その他

- 本計画の施策と関連する事務事業を一覧にした表を計画書の資料のページ(P66~)に掲載しています。本計画の施策と事務事業を関連付け、行政評価制度による事務事業評価を行うことで、本計画の進行管理も行うこととしています。

我孫子市第2期教育振興基本計画 (概要版)

令和2年3月

我孫子市教育委員会

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

基本目標Ⅰ 子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

心と体の教育の充実を図るとともに、自立した人間として他者と協働しながら創造的に生きる力、何事にも主体的に取り組む意欲や、多様性を尊重する態度、リーダーシップ、コミュニケーションの能力を育成する教育を推進します。

重点施策Ⅰ 学校教育の充実

小中一貫教育を推進し、子どもたちに豊かな心・確かな学力・健やかな体を育むとともに、安全安心な学習環境を充実させ、信頼される学校づくりに努めます。

- (1) 心身ともに健康な児童生徒の育成 (P17)
- (2) 確かな学力の育成 (P21)
- (3) 小中一貫教育の推進 (P25)
- (4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実 (P26)
- (5) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり (P28)

重点施策Ⅱ 地域に根ざした教育の充実

学校と地域の連携を一層推進し、ふるさと我孫子を愛するとともに、自他を尊重し、社会に貢献しようとする態度を育成します。

- (1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり (P30)
- (2) 地域に密着した学習の場の提供 (P32)

重点施策Ⅲ 子どもの成長・自立への支援

心身ともに健康な自立した人となるよう、生徒指導の充実を図り、社会全体ですべての子どもの成長を支援します。

- (1) 教育相談・支援体制の充実 (P33)
- (2) いじめ・非行防止対策の推進 (P39)
- (3) 子ども部との連携強化 (P42)

基本目標Ⅱ 市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

市民一人ひとりが健やかで心豊かに、生き生きとした生活を営めるよう、市民と行政の協働により市民が主役の生涯学習を推進します。

重点施策Ⅰ 生涯学習環境の充実

市民一人ひとりがいつでも、どこでも学べるように、学習機会の充実を図ります。また、学習で得た知識を社会に活かすためのしくみづくりを進め、まちづくり活動へと発展していくよう支援します。

- (1) 学びたいときに学べる学習機会の充実 (P44)
- (2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援 (P47)
- (3) 学習施設の整備・充実 (P48)
- (4) 市民の学習活動を支える体制の整備 (P49)

重点施策Ⅱ スポーツの振興

市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域での交流を図れるように、スポーツ関係団体などの人材を生かし、スポーツイベントを実施します。また、子どもから高齢者まで誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりをめざします。

- (1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用 (P52)
- (2) 生涯スポーツの推進 (P54)
- (3) スポーツを楽しむ機会の充実 (P55)

重点施策Ⅲ 文化芸術活動への支援と地域文化の継承

市民の自主的な文化芸術活動を支援するとともに、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備します。また、生活文化を継承するとともに、文化財の保存と活用を図ります。

- (1) 文化芸術活動への支援と環境整備 (P56)
- (2) 新たな文化芸術活動の創出 (P58)
- (3) 地域文化・郷土芸能の保存と継承 (P60)
- (4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用 (P61)
- (5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究 (P62)
- (6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充 (P63)